

## 太陽光発電促進付加金の概要について

太陽光発電の余剰電力買取制度は、「エネルギー供給構造高度化法<sup>1</sup>」にもとづき制定され、太陽光発電システムによって作られた電力のうち、使われずに余った電力（余剰電力）を、法令で定める条件により電力会社買取する制度で、平成21年11月1日から開始されました。

電力会社が余剰電力の買取に要した費用は、低炭素社会の実現という観点から、平成22年4月1日以降、「太陽光発電促進付加金」として、電気をご使用になる全体的なお客さまにご負担いただいております。

また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」にもとづく再生可能エネルギーの固定価格買取制度が、平成24年7月1日から開始しており、「太陽光発電促進付加金」とあわせて、買取に要した費用を平成24年8月分の電気料金から「再生可能エネルギー発電促進賦課金<sup>2</sup>」として、お客さまの使用電力量に応じてご負担いただいております。

同制度開始に伴い、「太陽光発電促進付加金」は、平成26年9月分をもって終了する予定です。

- 1 エネルギー供給構造高度化法：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年8月28日施行）
- 2 平成24年度の単価（税込）：1kWhにつき0円22銭

## 【「太陽光発電促進付加金」単価の算定方法】

平成25年4月分

現行の単価（1kWhにつき0円03銭）と同額になります。

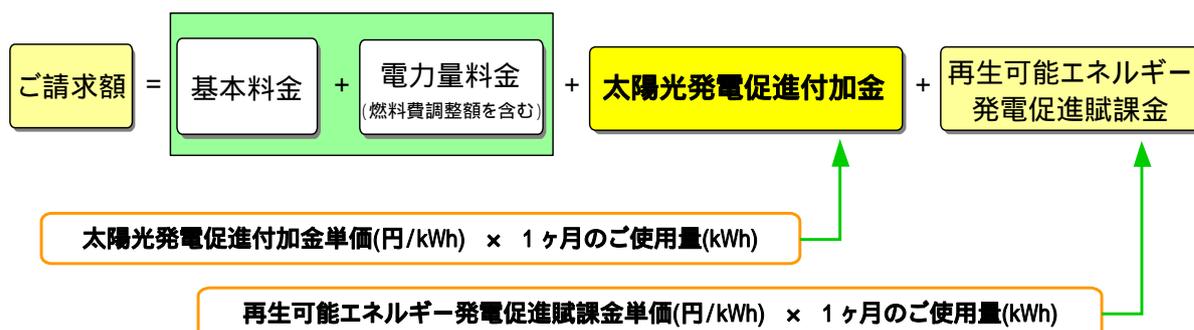
平成25年5月分～平成26年3月分

$$\begin{array}{c}
 \text{太陽光発電促進付加金単価} = \frac{\begin{array}{l} \text{余剰電力買取に要した費用} \\ \text{（平成24年1月～6月）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{余剰電力の買取により} \\ \text{削減できた発電費用} \end{array} \pm \begin{array}{l} \text{過去の買取費用と実際の} \\ \text{「太陽光発電促進付加金」} \\ \text{との過不足費用} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{平成25年5月～平成26年3月における全体の需要電力量} \\ \text{（想定値）} \end{array}}
 \end{array}$$

（注）上記算定式により算定した太陽光発電促進付加金単価（消費税等相当額加算前）について、1銭未満（小数点第3位以下）は切り捨てとし、算定に伴う回収額の過不足については、翌年度の回収額において調整します。

太陽光発電促進付加金単価は、法人事業税等相当額および消費税等相当額を反映します。

## 【電気料金の算定イメージ（税込） 従量制供給の場合】



(注) 定額制供給の場合についても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

託送供給の場合は、太陽光発電促進付加金単価に毎月の接続供給電力量を乗じて算定し、接続送電サービス料金等の託送料金とあわせてご負担いただきます。

## 【買取制度と費用のご負担について】

太陽光発電の買取制度は、平成 24 年 7 月分までの太陽光発電の余剰電力買取制度から、平成 24 年 8 月分以降は再生可能エネルギーの固定価格買取制度に変更となりました。

太陽光発電の余剰電力買取制度に基づく「太陽光発電促進付加金」は、毎年 1 月分から 12 月分までの買取実績費用等にもとづき単価を算定し、その翌年度に月々ご負担いただくものでしたが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始に伴い、太陽光発電の余剰電力買取制度が平成 24 年 7 月分をもって終了したため、平成 24 年 1 月分～6 月分については平成 25 年度に、平成 24 年 7 月分については平成 26 年度（4 月分～9 月分）にご負担いただくこととなりました。

したがって、「太陽光発電促進付加金」のご負担が終了する予定の平成 26 年 9 月分までの間は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」と「太陽光発電促進付加金」の双方をご負担いただくこととなります。

以 上